

**「指定共同生活援助事業所における共同生活住居の取扱いについて」
 (平成26年5月27日付け施運第178号 保健福祉部福祉局施設運営指導課長通知)
 新旧対照表**

| ＜旧＞ | ＜新＞ | 備考 |
|--|--|--------------------------------------|
| <p>指定共同生活援助事業所における共同生活住居の取扱いについて（通知）</p> <p>平成26年4月改正に伴うこのことにつきましては「『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正について（平成26年3月31日付け障発0331第51号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」（以下「厚生労働省通知」という。）の中で示されているところですが、この度の改正に伴う共同生活住居などの取扱いについて、厚生労働省に照会した結果等を踏まえ、指定共同生活援助事業所における共同生活住居の指定等の際には、障がい者の円滑な地域生活への移行を図る観点から、次のとおり取り扱うこととしますので、今後の取扱いについて御留意願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 共同生活援助事業所における共同生活住居の設置について 厚生労働省通知の別紙2「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「厚生労働省通知別紙2」という。）の第十三の2の（3）の①関係</p> | <p>指定共同生活援助事業所における共同生活住居の取扱いについて（通知） (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 共同生活援助事業所における共同生活住居の設置について (略)</p> | |
| <p>(1) 共同生活住居の設置について 共同生活住居は、1つの建物の中に原則1つとなります。 ※ 例えば、2階建ての2世帯住宅のように、1つの建物において各階にそれぞれ複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等の必要な設備を有し、かつ、玄関も別々に設置されている場合であっても、当該建物内における共同生活住居の設置は1つとし、1階及び2階ともに利用する場合には、それぞれをユニットとして取り扱います。</p> | <p>(1) 共同生活住居の設置について 共同生活住居は、1つの建物の中に原則1つとなりますが、<u>マンション等以外の建物において、1つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合、その入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項に規定する入居定員以下（※）である場合は、入口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されている場合は複数の共同生活住居を設置して差し支えありません。</u> (※)～新築の場合、入居定員2人以上10人以下 <u>既存建物の場合、入居定員2人以上20人以下（都道府県知事が特に必要と認める場合は2人以上30人以下）</u></p> | <p>・平成26年9月22日付け国事務連絡の取扱いに基づく改正。</p> |
| <p>(2) マンション等の建物における取扱いについて マンション等の建物については、既存のマンション又はアパートにおける空き住戸を活用して共同生活住居を設置する場合には、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することが可能です。 ただし、この場合であっても、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計は10人（既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては20人、また、知事が特に必要と認める場合には30人）を超える場合にあっては、マンション又はアパートの建物の中の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められませんので御留意願います。</p> | <p>(2) マンション等の建物における取扱いについて (略)</p> | |

| <旧> | <新> | 備考 |
|---|--|--------------------------------------|
| <p>(3) 既に1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置し指定されている場合の取扱について</p> <p>既にマンション又はアパート以外の1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置し指定されている場合にあつては、引き続きこのような形体でのサービス提供は可能とします。</p> <p>なお、この場合であっても、今後、当該共同生活住居の移転や当該共同生活住居が設置されている建物を改築する場合などのほか、設置者が変更となった際には、本通知の趣旨を踏まえ、新規の設置・指定扱いとなりますので、御留意願います。</p> | <p>(3) 既に1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置し指定されている場合の取扱について</p> <p>既にマンション又はアパート以外の1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置している場合であつて、かつ、(1)に該当しない形態(当該建物内に設置されている共同生活住居入居定員の合計数が基準第210条第4項及び第5項の規定を超過している等)で指定されている場合にあつては、引き続きこのような形体でのサービス提供は可能とします。</p> <p>なお、この場合であっても、今後、当該共同生活住居の移転や当該共同生活住居が設置されている建物を改築する場合などのほか、設置者が変更となった際には、本通知の趣旨を踏まえ、新規の設置・指定扱いとなりますので、御留意願います。</p> | <p>・平成26年9月22日付け国事務連絡の取扱いに基づく改正。</p> |
| <p>2 設置の特例について</p> <p>厚生労働省通知別紙2の第十三の2の(3)の③において、1の建物の中に複数の共同生活住居を設置する場合の特例として、都道府県知事が特に必要と認める条件が記載されていますが、イに定める障害福祉計画に関する規定については、現行の「北海道障がい福祉計画」における位置づけはなされていないことから、本規定に基づく指定又は変更はできませんので、御留意願います。</p> | <p>2 設置の特例について (略)</p> | |
| <p>3 入居定員の特例について</p> <p>厚生労働省通知別紙2の第十三の2の(3)の⑤のエの内容の指定又は変更を行う場合にあつては、事前協議が必要となりますので御留意願います。</p> | <p>3 入居定員の特例について (略)</p> | |